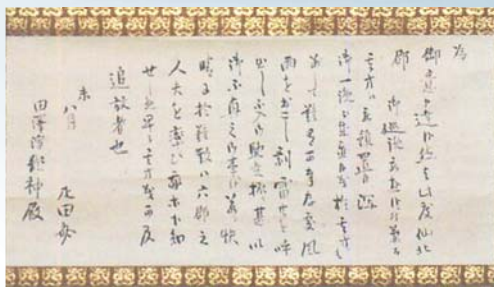


御 条 目



為
御意申達候然は此度仙北
郡 御巡覽被遊候に付兼而
其方へ被預置候瀉
御一覽被成置候儀於其方にも
別して難有可奉存所風
雨をおこし剩雷共を呼
出し不入御馳走振り甚以
御不興之御事に候若し快
晴に於難致ハ六郡之
人夫を率ひ我等下知
せし免早々其方儀可及
追放者也
未

八月

疋田 齋
田澤瀉龍神殿

扇 面



ふく風になひく
草木のすゑまで
茂
花さく御代を
あふくことのは

布美のはなひらく八のとし
もち月初のふく日田沢
村舎にやとり田沢瀉の水
もてともし火の
もとに よし和
志るす 花押

(御条目・扇面・説明文は
「西木村郷土誌」によるものです。)

市指定有形文化財（書籍）

- ・名 称 御条目・扇面
- ・指定年月日 平成8年3月14日
- ・所 有 者 御座石神社

この御条目と扇面は御座石神社の宝物である。

秋田藩主九代、佐竹義和公が文化8年7月29日、家老 疋田 齋 などをともない仙北郡などを御巡覽のため出発、8月1日に角館を出て西明寺・瀉野を通り下檜木内に御宿泊、2日田沢湖の御座の石に出て舟で湖面を御遊覧し白浜に向かっているときに空が急にくもり、雷が鳴り、雨にみまわれている。この様子を「折しも満天墨を流せるが如く、忽ちにして、閃々たる電光と共に、雷鳴殷々として四山に響き大雨沛然益を覆して至り、怒濤御座舟を打ち、危うく見え、ご機嫌麗はしからざりければ、奇才縦横の家老 疋田松塘、機転を以って筆紙を取りてさらさらと御条目を認め、舳に立って高らかに申し渡しけるに、不思議や頓て雨霽れ雲収まり、忽ちにして以前の快晴に復し、難なく白濱の假屋に入らせ給ひぬ」と千葉・堀川両氏が「田沢湖案内」に記するように、家老疋田松塘が筆を執りさらさらと御条目を認め、舳に立って高らかに申し渡したところ、たちまち快晴になったというものである。この御条目を仙北郡長 曲木光弼氏が御座石神社に献納（「田沢湖案内」より）し宝物になったものである。 ※疋田松塘（通称：疋田齋）

この日（8月2日）、義和公は田沢村千葉重藏宅に宿泊され、宿で湖水を用いて、御座石で詠じた歌を扇に御染筆あそばされ、この御扇子を春山鬼川良益に下賜、御座石神社に納められ、宝物になったものである。